

ご案内



金沢市聴力障害者福祉協会
～2025年度版～



「聞こえない・聞こえにくいのは私だけ？」

と感じているあなたへ

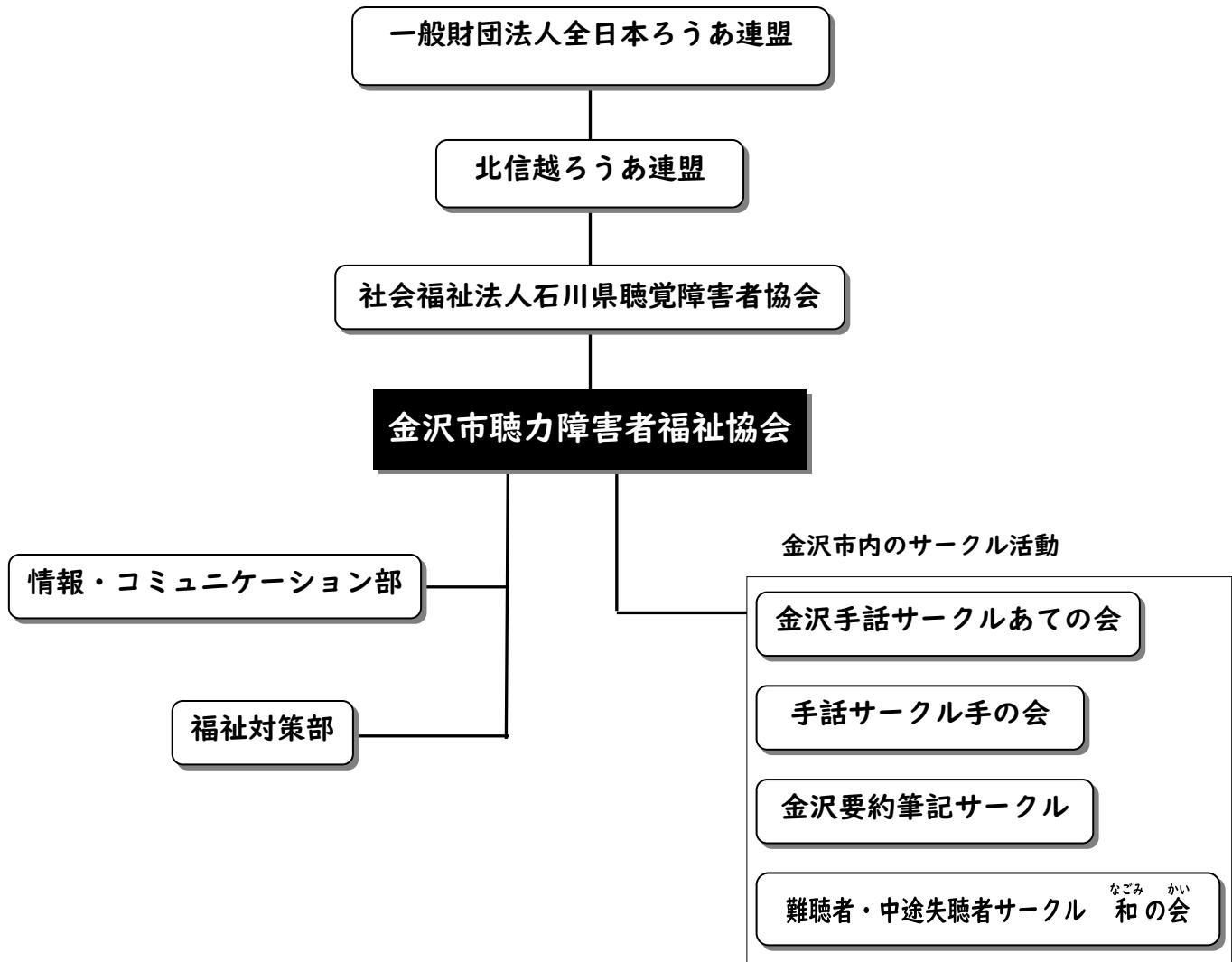


金沢市聴力障害者福祉協会（金沢市手話通訳・要約筆記派遣センター）では、社会的な情報の収集に大きな困難を感じている、金沢市内の聴覚障害のある方の生活と権利を守り、文化水準の向上やきこえない・きこえにくい仲間同士の親睦を図る為に様々な事業を行っています。

聴覚に障害がある方は、家庭・職場・地域社会などあらゆる場面において、能力を十分に発揮し、社会参加できる環境を求めていきます。

また金沢市聴力障害者福祉協会では、たくさんの仲間が地域社会において安心して暮せるように社会への啓発・情報保障の整備などの取り組みを行っています。

【協会の組織】



【金沢市手話言語条例が制定されています】

平成29年6月26日、金沢市議会において金沢市手話言語条例が全会一致で可決されました。条例の制定を機に手話で生きるろう者の存在を多くの方に知っていただき、ろう者の言語である手話で会話ができる社会を目指して取り組みを進めてまいります。また、石川県議会においても平成30年2月16日の議会において石川県手話言語条例の制定が可決されました。この二つの条例で金沢市内により手話が広まることが期待できます。

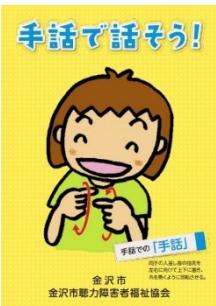
●金沢市手話言語条例 全文●

金沢市手話言語条例は、手話への理解の促進及び手話の普及と共生社会を実現するため、手話への理解の促進及び手話の普及について定めたものです。条例の全文については右のQRコードからご覧ください。



●手話で話そうリーフレット●

手話への理解の促進及び手話の普及を図るためのリーフレットがあります。身内や職場、学校などでご活用ください。



●市民への手話の普及活動●

市内の小学校（毎年10校）へ、「耳の聞こえない人って？」といった手話講座を開催しています。また、市内で開催されるイベントに「手話体験コーナー」を設置し、手話による会話（挨拶や名前）など、市民の皆さんに手話に親しんでいただける企画を実施しています。ろう者が入居・通所・利用している施設に講師を派遣し、施設職員を対象に手話指導を行っています。希望する施設がありましたら事務所までご連絡をお願いします。



●手話の普及のために●

条例では、市民が「手話への理解を深めるよう努める」とあるのと同時に、ろう者は「手話への理解の促進及び手話の普及に努める」とあります。会員の皆様にはぜひご協力をお願いします。

【金沢市は共生社会を推進するための取り組みを進めています】

障害への一層の理解や障害のある人への差別解消や配慮を推進するため、「共生社会を推進する金沢共同宣言」を行いました。障害の有無により分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い、誰一人取り残すことのない「ともに創り、ともに生きるまち」の実現に向けて、全力で取り組むことを宣言します。（公式サイトより抜粋）

かなざわしちょうりょくしょうがいしゃふくしきょうかい じぎょう 【金沢市聴力障害者福祉協会の事業】



ちようかくしおがいしゃそうだんじぎょう 聴覚障害者相談事業

ちようかく しょうがい かた かか なや もんだい
聴覚に障害のある方の抱えている悩み、問題な
ど相談を受け、解決に向けて支援します。
ひつよう そだん う かいけつ む しえん
必要に応じて担当窓口や専門機関につなぎますの
で、遠慮なくお越し下さい。

かなざわし いたくじぎょう 【金沢市の委託事業】

ちようかくしおがいしゃせいかつくんれんじぎょう 聴覚障害者生活訓練事業

ちようかくしおがいしゃふくし さいきん しゃかいもんだい せけん かんしん じょうほうていきょう こうりゅう
聴覚障害者福祉や最近の社会問題、世間の関心ごとなどの情報提供と交流を
おこな
行っています。

- 様々な分野の関心ごとを手話で学べる一般教養
 - 高齢者の関心ごとを中心に手話で学べる高齢生活訓練
 - 手話学習など難聴者のコミュニケーションスキルを高める難聴者コミュニケーション講座
 - 様々な関心ごとを要約筆記付きで学べて交流できる中途失聴者生活訓練
 - 生活に欠かせなくなったスマートフォンの便利な使い方やインターネットサービスの基本知識を学べるIT講座
 - 聞こえない人の自宅や居住施設に訪問し、情報提供や課題解決を図る個別訪問
- ※その他、希望の講座・学びたい内容・体験したいことなどありましたら職員に相談していただけますととても助かります。(内容によっては実施できない場合があります)





手話奉仕員養成講座

手話ができる人を養成し、地域に聴覚に障害
がある人への理解を広げています。

●初めての方を対象とした入門編

●手話の基礎文法を学ぶ基礎編

●手話指導者（講師）を養成する講座の開催

要約筆記養成講座

要約筆記ができる人を養成し、地域に難聴者・
中途失聴者への理解を広げています。

●初めての方を対象とした入門講座

●要約筆記者を対象とした現任・指導者養成

研修



手話理解促進研修・啓発事業

多くの方を対象に手話・ろう者について理解して
もらえる企画を実施します。

●市民を対象とした手話体験コーナーの実施

●小学生を対象とした手話教室の開催

●介護施設職員を対象とした手話教室の開催

手話通訳・要約筆記

派遣コーディネーター設置事業

依頼を受けて、手話通訳者・要約筆記者の
派遣コーディネートをします。

手話通訳者設置事業

協会事務所、松ヶ枝福祉館内
における手話通訳を行います。

手話通訳者・要約筆記者の派遣

●手話通訳って??

手話を言語として生活している聴覚に障害のある方へ

の情報保障として、手話通訳者を医療・介護・生活相談など色々な場面に派遣しています。

●依頼方法



①申込み用紙に記入 (FAX・手渡し)、またはフォーム (Web) に入力

金沢市手話通訳・要約筆記派遣センター行き
FAX 076-233-9011
手話通訳をお願いします

名前	金沢 太郎	FAX	076-〇〇〇-〇〇〇〇
内容	① 病院受診 2. 相談 3. その他()		
期日	平成 △年 △月 △日(△)		
時間	○時	分 から	時 分 まで
させ場所	金沢病院		
させ時間	○時	○分	

金沢市手話通訳・要約筆記センター
FAX 076-233-9011



入力後、すぐに
自動返信メール
が届きます
※要Google登録

FAX または事務所へ持参

フォーム入力で送信

③決定通知のFAX・メールの受信

受信FAX

平成〇年〇月〇日
金沢ろう太郎様
手話通訳が決定しました。

平成〇年〇月〇日	の通訳者は
〇時から〇時まで	
場所 金沢病院	

石川 花子 さん です。

よろしくお願いします。
金沢市聴力障害者福祉協会
電話(076)233-7729
FAX(076)233-9011

受信メール

金沢太郎様
先日、ご依頼のあった、
表記派遣のメンバーが確定しましたのでご案内いたします。

金沢市聴力障害者福祉協会
電話 076 (233) 7729
FAX 076 (233) 9011
金沢市高岡町 7-25 松ヶ枝福祉館 1 F

月日: △年△月△日△曜日
集合時間: 〇〇:〇〇
場所: 金沢病院 (集合: 同左)
内容: 受診
手話通訳者: 石川花子

つうやくけってい 通訳決定!

④現地で通訳者と待ち合わせ



手話通訳付きで受診

●要約筆記って??

手話を知らない聴覚に障害がある人へ情報を伝える方法として『要約筆記』があります。要約筆記は、話を聞いて、頭で短い文にまとめて、紙（ノート）やOHC（オーバーヘッドカメラ）、パソコンなどを使ってスクリーンに映し出して話の内容を伝える方法です。



手書き要約筆記

ノートテイク

パソコン要約筆記

ご依頼はお早めに!
申込みが遅れると派遣できない場合があります。



派遣依頼をする上での注意

- 何ヶ月先でも構いませんので、ご依頼の際はお早めに派遣センターに申し込んでください。日程が迫っての申込みだと、手配できない場合があります。
- 派遣申込用紙は事務所にてお渡ししています。また、協会ウェブサイトに掲載しているので、ダウンロードして必要枚数を印刷してご利用ください。
- 依頼の際は、名前・日時・場所・内容など間違いの無いようご記入ください。
- 原則として派遣の申込みはフォーム（Web）・FAXまたは、来所にてお願いします。
- 利用する時間や、内容によって複数人で対応する場合があります。
- 内容によって、派遣制度の条件に合わないことがあります。
※詳しい内容や、利用方法については派遣センターにお問い合わせください。

②派遣センターで調整

金沢市手話通訳・要約筆記センター
FAX 076-233-9011
mail@k-deaf.sakura.ne.jp

OK!

依頼

金沢市登録手話通訳者・
要約筆記者

※「OK」のお返事が届くまで時間がかかる場合があります（日・祝日、夜間は不在です）

せんにんしゅわつうやくしゃせっちじぎょう 専任手話通訳者設置事業

しりつびょういん しゅわつうやくしゃ しんさつ けんさ にゅういんちゅう そだん しゅわつうやく
市立病院に手話通訳者がいます。診察や検査、入院中における相談などでの手話通訳
の利用が可能です。事前の申し込みをしなくても所定の日程・時間帯であれば手話通訳が
ざいせき 在籍しておりますのでお気軽にいらしてください。設置場所、設置時間、設置日程は以下
きがる とお の通りです。



かなざわしりつびょういん 【金沢市立病院】

場所 金沢市平和町3丁目7番3号

設置日 毎週、月・水曜日、第1・3金曜日（祝日を除く）

設置時間 9:00~12:00

えんかくしゅわつうやく 遠隔手話通訳サービスで対応（2025年度から）

いずみの えきにし もとまちふくしけんこう
(泉野・駅西・元町福祉健康センター)



いづみのふくしけんこう 【泉野福祉健康センター】

場所 金沢市泉が丘1丁目2番22号

FAX番号 076-242-8037



もとまちふくしけんこう 【元町福祉健康センター】

場所 金沢市元町1丁目12番12号

FAX番号 076-251-5704



えきにしふくしけんこう 【駅西福祉健康センター】

場所 金沢市西念3丁目4番25号

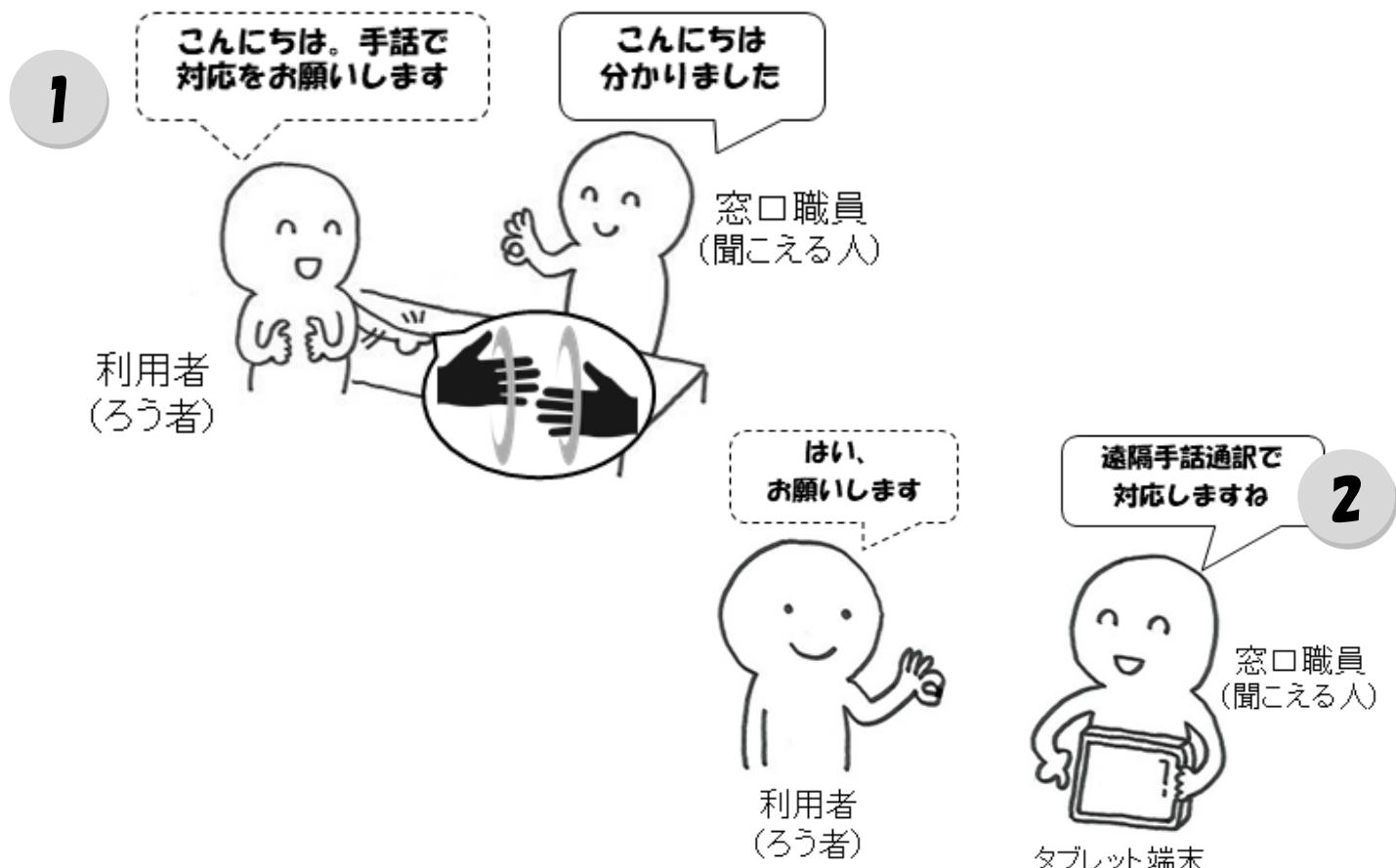
FAX番号 076-234-5104

えんかくしゅわつうやく
【遠隔手話通訳サービス】で利用できる日時は
りょう にちじ
ふくしけんこう
3つの福祉健康センターすべて
じかん 時間は9:00~17:15
きゅうかんび どにち しゅくじつ ねんまつねんし
休館日は土日・祝日・年末年始

えんかくしゅわつうやく
遠隔手話通訳サービスの利用方法については
りょうほうほう
みぎ 右ページをご覧ください。 

お近くで利用できる日時にいつでも遠隔手話通訳サービス を利用することで必要な手続きを行うことができます

泉野・元町・駅西福祉健康センターは、手話を主なコミュニケーションとする方への遠隔手話通訳サービスを利用し、平日、市役所開庁中はタブレット端末で遠隔を利用して手話で対応します。窓口に行った際に、手話で話すことを伝えれば、窓口職員がタブレット端末を出し、市役所などにいる手話通訳者を介して手話で会話することができます。



かなざわししふくしきょくしきょうがいふくしきまた
金沢市福祉局障害福祉課又は
かなざわしちょうりょくしきょうがいしゃふくしきょうかい
金沢市聴力障害者福祉協会
しょくいん えんかくしゅわつうやく おこな
の職員が遠隔手話通訳を行います。

かなざわしゅわかんこうあんない 金沢手話観光案内「かがやき R」

かなざわしない かんこう ちようかく しょう かた しゅわ
金沢市内の観光スポットを聴覚に障がいのある方の手話で
あんない じぎょう
案内する事業です。

ながねん かなざわ す かなざわ れきし し
「長年、金沢に住んでいるけど金沢の歴史を知らない」

けんがい ゆうじん く かなざわ そんぶん たの
「県外から友人が来るので金沢を存分に楽しんでもらいたい」と

ばあい かた しゅわ かいわ かのう ちようかく しょう
いう場合に、この「かがやき R」をご利用ください。手話での会話が可能な聴覚に障がいの
ある方であればどなたでもご利用いただけます。



た かなざわし 【その他の金沢市のサービス】

<NET119、FAX119>

かい ばんつうほう ねっと りよう じぜん とうろく ひつよう
インターネットを介して119番通報ができるNET119は利用するために事前に登録が必要になります。
かなざわしょうがいふくしか てつづ おこな くだ きしゅへんこう さい てつづ ひつよう
金沢市障害福祉課で手続きを行って下さい。※機種変更した際も手続きが必要です。
じぜん もう こ な りよう つうほう ようし きょうかいかい じむしょ
FAX119は事前申し込み無して利用できます。通報するための用紙は協会会事務所にあります。

<災害情報メールの配信>

しみんむ さいがいじょうほう はいしん
市民向けに災害情報などのメールを配信しています。「災害発生時は自分の身は自分で守る」が原則
じしん じょうほう しゅどく とうろく
です。なるべく、自分で情報を取得するためにも登録をおすすめします。

かなざわし こうしき かなざわし さまざま さいしんじょうほう はっしん
【金沢市LINE公式アカウント】金沢市からの様々な最新情報をLINEで発信しています。

ぼうさい かなざわし さいがいじょうほう はいしん
【防災ドットコム】金沢市における災害情報を配信しています。

うすいじょうほう かなざわしないかくしょ もう うりょうけい すいいけい もと おおあめじょうほう はいしん
【かなざわ雨水情報】金沢市内各所に設けられた雨量計、水位計を元に大雨情報を配信
しています。

<手話通訳付き広報番組・市長記者会見>

しゅわつうやくつ こうほうばんぐみ しちょうきしゃかいけん
手話通訳を挿入した広報番組を放送しています。

しちょう きしやかいけん しゅわつうやく ユーチューブ
市長の記者会見には手話通訳がついています。YouTubeにて
らん ご覧になります。



かなざわ
【いいね金沢】

ほくりくほうそう
北陸放送(6ch)

かくしゅうどよう
隔週土曜17:15~17:30

かなざわ
【みまっし金沢】

いしかわ
石川テレビ(8ch)

かくしゅうどよう
隔週土曜17:25~17:30

しゅわ
【まいどさんの手話クイズ】テレビ金沢(4ch) 隔週土曜11:40~11:45

ほくりくあさひほうそう
【かなざわジャーナル】北陸朝日放送(5ch) 年3回 16:00~16:30

【サークル活動の紹介】

かなざわしゅわ <金沢手話サークル あての会> かい かいさいばしょ へんこう ばあい ※開催場所が変更になる場合があります

まいしゅうすいよひ 毎週水曜日 18:30~21:00 松ヶ枝福祉館 (金沢市高岡町7-25)

こだつの◆小立野あての会	かい 第1・第3金曜日	だい 19:00~21:00	こだつの小立野文化会館 (小立野4-7-51)
にしかなざわ◆西金沢あての会	かい 第1・第3木曜日	だい 19:00~21:00	せいなんぶこうみんかん 西南部公民館 (西金沢3-684)
えきにし◆駅西あての会	かい 第2・第4木曜日	だい 19:00~21:00	たいいくかん むつみ体育館 (駅西本町2-3-27)

しゅわ <手話サークル 手の会> て かい かいさいばしょ へんこう ばあい ※開催場所が変更になる場合があります

まいしゅうもくよひ 毎週木曜日 14:00~15:00 松ヶ枝福祉館 (金沢市高岡町7-25)

かい◆ウエンズ会	かい 第2水曜日	だい 10:00~12:00	まつがえふくしかん たかおかまち 松ヶ枝福祉館 (高岡町7-25)
----------	----------	----------------	-----------------------------------

ようやくひつき <要約筆記サークル>

てが◆手書き<昼>	ひる だい 第3木曜日	もくようび 13:30~15:00
てが◆手書き<夜>	よる だい 第3金曜日	きんようび 19:00~21:00
◆パソコン	だい 第2木曜日	もくようび 19:00~21:00

まつがえふくしかん たかおかまち
会場はいずれも、松ヶ枝福祉館 (高岡町7-25)

なんちょうしゃ ちゅうとしちょうしゃ <難聴者・中途失聴者サークル 和の会> なごみ かい

ていれいかい◆定例会	だい 第3水曜日	すいようび 13:00~15:00	まつがえふくしかん 松ヶ枝福祉館
------------	----------	-------------------	------------------

かいさいじょうほう はいしん <サークル開催情報の配信>

きょうかい 協会ウェブサイトにてサークル活動の有無・
かわいしばしょ かくにん 開催場所の確認ができます。

かくにん うえ かわいしばしょ かくにん さんかくだ
ご確認の上、サークル活動にご参加下さい。



【協会の活動】

◆本部事業

行事を通して会員同士の親睦を深めたり、聴覚障害者や手話に関して理解を広げる為に聴覚障害者福祉や生活に関する情報 提供などを行っています。



ボッチャ交流会



日帰り温泉旅行



福祉学習会



ボウリング交流会



◆会員への情報提供



行事などの情報をFAXにて会員の皆さんに配信しています。FAXをお持ちの方は、会員申込書にFAX番号を記入して下さい。

また、メールでも同様の情報を見ることができます。グーグルグループ「金沢市ろう協インフォメーション」があります。登録することで、FAXにて案内したものと同じ情報(PDFデータ)をメールにて受け取ることができます。登録方法については右ページをご覧ください。



◆ けいはつかつどう 啓発活動

しゃかい む ちょうかくしょうがいしゃ しゅわ かん りかい ひろ ため かつどう
社会に向けて聴覚障害者や手話などに関して理解を広げる為に活動しています。



かなざわしい しかい しゅわこうざ 金沢市医師会手話講座



手話講習会



ふくし しゅわたいけん 福祉のつどいでの手話体験コーナー

◆ウェブサイトからの情報発信

うんよう しゅわ じまくつ
ウェブサイトを運用しています。手話・字幕付きイベン
じまくつ えいがじょうえいじょうほう せいかつ べんり
トや、字幕付き映画上 映情報など、生活にあると便利
じょうほう けいさい ぜひ かつよう
な情報を掲載しています。是非、ご活用ください。

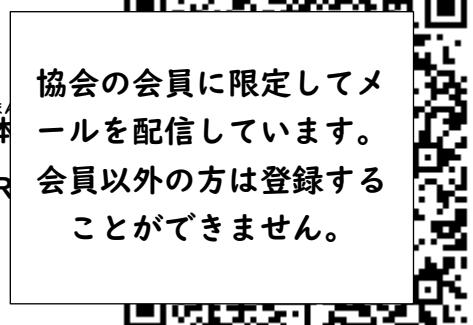
《情報配信メーリングリスト登録方法》

mail@k-deaf.sakura.ne.jp

※協会あてにメールを送信していただいたら事務所で登録します。本
に名前の記載をお願いします。メールアドレスの入力が苦手な方はQR
コードをご活用ください。



協会の会員に限定してメールを配信しています。会員以外の方は登録することができません。



かなざわしちょうりょくしょうがいしゃふくしきょうかい 金沢市聴力障害者福祉協会

かなざわしきょうわうやく ようやくひっけん
(金沢市手話通訳・要約筆記派遣センター)

- 【開所時間】** 平日 9:00~17:00
土曜日 9:00~17:00 (16:00で閉所する場合あり)
- 【閉館日】** 日曜/祝日/年末年始
- 【所在地】** 〒920-0864
金沢高岡町7-25 松ヶ枝福祉館内
- 【連絡先】** FAX 076-233-9011
TEL 076-233-7729
E-mail mail@k-deaf.sakura.ne.jp
Teams kanazawa-deaf
LINE kanazawa-deaf



※派遣申込みは原則としてフォーム(Web)・FAXでお願いします

協会ウェブサイト

【ウェブサイト】 <https://www.normanet.ne.jp/~kmimi/index.html>

iPhoneのFacetimeでも連絡できます。
使いやすい方法で連絡を取って下さい。

090-7082-6875



じむしょやす とき やかん きんきゅうれんらく 【事務所が休みの時や夜間の緊急連絡】

かじ びょうき けが → しょうぼうきょく れんらく ようじぜんとうろく
火事、病気、怪我 → 消防局へ連絡 NET119(要事前登録)、FAX119

じけん じこ はんざい → いしかわけんけい れんらく ばん
事件、事故、犯罪 → 石川県警へ連絡 FAX110番076-225-0303

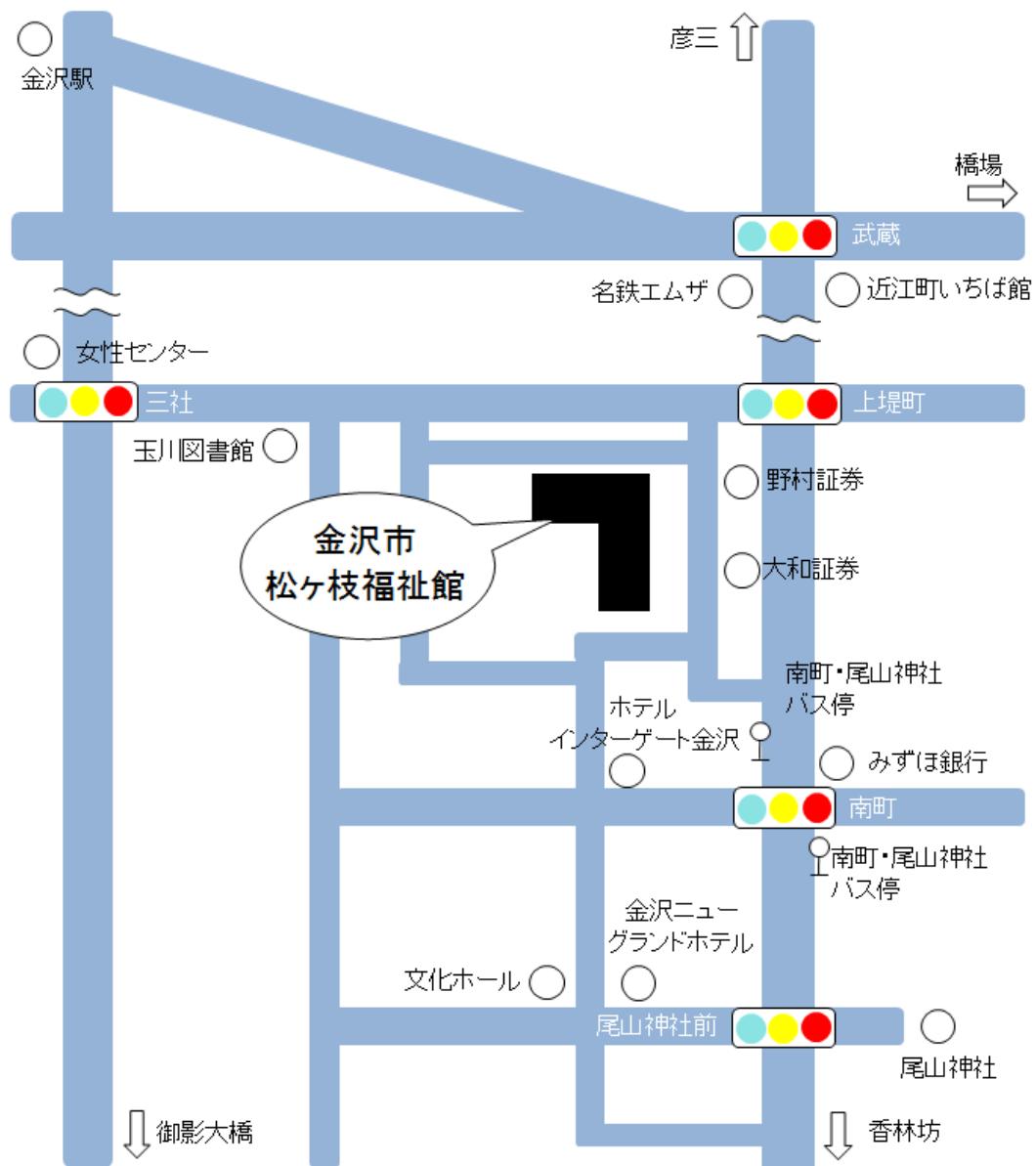


110番アプリ(スマホ・タブレットにインストール・登録で利用可)

かかつ しょうぼうたい けいさつかん しゅわつうやく ねが てはい
※駆け付けた消防隊・警察官に手話通訳をお願いすると手配してもらえます

しゅわつうやくひつよう めいかく いしひょうじ くだ てはい ばあい
『手話通訳必要』と明確に意思表示して下さい。手配してもらえない場合があります

【松ヶ枝福祉館までのアクセス】



《バス》

○ 北鉄バス・JRバス「南町・尾山神社」バス停から徒歩約3分
 大和証券ビルの手前（「小森はかり」さんの手前）の細い道を左折し、突き当たりを右折します。
 その後、最初の交差点を左折すると右側に松ヶ枝福祉館があります。

《車》

○ 香林坊・片町方面から国道157号線の尾山町交差点を左折し、最初の交差点（金沢市文化ホール前）を右折。約300M直進すると正面に松ヶ枝福祉館があります。
 ※ 車で来所の際は、会館管理人さんの指示に従って駐車してください。

金沢市聴力障害者福祉協会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は金沢市聴力障害者福祉協会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は金沢市高岡町7番25号金沢市松ヶ枝
福祉館内におく。

(組 織)

第3条 本会は金沢市在住の聴覚障がい者を以て組織する。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第4条 本会は聴覚障がい者の人権を尊重し文化水準の向上や
親睦を図り、その福祉を増進し、以て社会福祉に寄与
することを目的とする。

(事 業)

第5条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 職業、生活、福祉に関する相談指導
2. 手話通訳者、要約筆記者の養成と派遣
3. 総会、講演会、研修会の開催
4. レクリエーション等の開催
5. その他本会の目的達成上必要と認めるもの

第3章 会 計

(収 入)

第6条 本会の経費は次に掲げる収入を以て充てる。

1. 会員より徴収する年間会費
2. 事業より生ずる収入
3. 補助金、寄付金、その他の収入

(会計年度)

第7条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31
日に終わる。

(予 算)

第8条

1. 本会の予算は理事会が作成し、定例評議員会の
議決を経て、会長がこれを定める。
2. 補助金支出は昨年度の3月31日終了時点で納
入した会員した会員数により、計上して支払う
とみなされる。

(決 算)

第9条

1. 本会の決算は収支決算書、財産目録などの必要
とみなされる会計書類を会計終了後2ヶ月以
内に理事会が作成し、監事の監査を経てから、
評議員会の承認を受けなければならない。
2. 前項の承認を得た会計は決算とみなす。

第4章 理事、監事、評議員

(理事定数)

第10条 本会に次の理事をおく。

会長 1名 事務局長 1名

会計部長 1名 担当理事 若干名

理事の定数は、前年度の会員数に0.05を乗じ小数点以

下を繰り上げた数を基準とし、事業の内容や規模など
を鑑みた上で前年度の評議員会において決定する。

(理事の職務)

第11条 会長と事務局長は理事の互選により選出する。

会長は本会を代表し、会務を統轄する。

事務局長、理事は理事会の議を経て会長が委嘱する。

事務局長は会長を補佐し、会長に事故がある時はその
職務を代行する。

理事は会長より委任された会務を分担し処理する。

(理事の選出)

第12条 理事は会員の中から選挙または信任投票によって選出
されるものとする。

選挙または信任投票によらないで、新たに理事を委嘱
したい時は評議員会の承認を得るものとする。

理事の選出及び委嘱にあたっては本人の意志が尊重さ
れなければならない。

第13条 理事は理事会を組織し、次に掲げる事項を審議、決定
する。

1. 事業計画ならびに活動方針の立案
2. 会計予算の編成
3. 会計決算の認定
4. 会則の変更提案
5. その他会長において認めた事項

(理事の任期)

第14条 理事の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

任期途中においても必要と認める時は理事会ならび評
議員会の承認を得て理事の交代・補充を行うこと可能
である。

不測の事態により、任務を遂行できない場合、理事会
の承認を得て、代理を選出する事ができる。

(監事の職務)

第15条 監事は会員を代表して、協会の運営、会計決算内容を
監査する。

(評議員)

第16条 評議員は会員の中から推挙された者を会長が委嘱する。

1. 評議員の任期は2年とする。但し、再任を妨げ
ない。
2. 評議員の定数は前年度の会員数に0.15を乗じ
た数とし、小数点以下は繰り上げる。
3. 欠員が生じた場合は評議員会で事情を説明し
なければならない。
4. 不測の事態により、任務を遂行できない場合、
理事会の承認を得て代理を選出する事が可能
である。

第17条 評議員は評議員会を組織し、会長から委嘱された事項
を審議する。

1. 事業報告及び計画の承認
2. 歳入歳出予算及び決算の承認
3. その他会長の附議した事項

(諮問機関)

第18条 本会に顧問、参与を若干名おくことができる。

顧問、参与は理事会の議を経て会長が委嘱し、重要な
事項について会長の諮問に応じる。

委嘱にあたっては本人の意志が尊重されなければならない

ない。

(運営委員)

第19条 本会に運営委員を若干名おくことができる。

運営委員は会長、事務局長が任を負い、必要に応じて会長が任命する。

第5章 会 員

(会員の資格)

第20条 金沢市に在住する聴覚障がい者で、本会の趣旨目的に賛同して入会した者を正会員とする。それ以外の者で入会を希望する者は賛助会員とする。賛助会員は評議員権を有しない。

(会員の義務)

第21条 会員は別に定める所により年間会費を納入するものとする。

既納の会費または拠出金はその理由を問わず返還しないものとする。

(懲 罰)

第22条 会員で本会の名誉を損なう行為、趣旨目的に反する行為、モラルハラスメント（モラハラ）、パワーハラスメント（パワハラ）、セクシャルハラスメント（セクハラ）等のハラスメント行為があった時は、理事会の議決を経て懲罰を行うことができる。

懲罰は次の5種に分ける

1. 戒告（口頭での注意）
2. けん責（書面での反省）
3. 活動の停止（期限付き）
4. 役職解除（役職の取り消し・解除）
5. 除名（強制退会）

(退 会)

第23条 会員は、退会届を金沢市聴力障害者福祉協会に提出し任意に退会することができる。

会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

1. 本人が死亡したとき
2. 本人、又はその家族と連絡がとれないとき
3. 会費を1年以上納入しないとき

第6章 会 議

(会議の種類)

第24条 会議は総会、評議員会、理事会、運営委員会とする。

第25条 総会は毎年1回開催し、次の事項を附議する。

1. 会務報告
2. 会計決算報告
3. 活動方針
4. 会計予算案
5. その他会長において認めた事項

第26条 評議員会は毎年1回開催とする。

会長が必要と認める時は臨時にこれを開催することができる。

第27条 理事会、運営委員会は必要な都度これを開催する。

(招 集)

第28条 会議はすべて会長がこれを招集する。

(議 長)

第29条 会議の議長はその都度互選する。

第30条 議長は中立的な立場で遂行しなければならない。

(開会及び議決)

第31条 評議員会及び理事会はその評議員または理事定数の3分の2以上の出席により成立する。出席が困難な者は委任状の提出により、出席に代える事ができる。

第32条 会議の議事は出席者の過半数で決する。

可否同数である時は議長が決する。

重要事項については出席者の3分の2以上で決する。

(会則の変更)

第33条 本会の会則を変更する時は、理事会の議決を経て評議員会の3分の2の承認を受けなければならない。承認を得た時は総会に報告する。
役員体制を解散した時は、理事会がその精算にあたり、残余財産は会の目的の為に処分しなければならない。

第7章 附 則

第34条 本会則実施上必要な細則は理事会の議を経て、会長が別に定める。

第35条 本会の設立年月日を昭和25年5月7日とする。

第36条 本会則は昭和53年4月1日から実施する。

一部改正	昭和57年	4月	1日
一部改正	平成9年	8月	22日
一部改正	平成11年	4月	18日
一部改正	平成12年	4月	16日
一部改正	平成14年	10月	30日
一部改正	平成16年	4月	18日
一部改正	平成19年	6月	9日
一部改正	平成21年	4月	26日
一部改正	平成23年	4月	26日
一部改正	平成25年	7月	29日
一部改正	平成27年	4月	27日
一部改正	平成28年	4月	24日
一部改正	平成31年	4月	21日
一部改正	令和2年	4月	26日
一部改正	令和3年	6月	16日
一部改正	令和7年	4月	27日

本会則実施後といえども実施前に生じた事項の効力はこれを妨げない。

細 則

選 考 (監 事)

監事は2名選出する。任期は2年とし、再任を妨げない。

不測の事態により、任務を遂行できない場合は代理として評議員の中から選出することができる。

役 員 改 選

1. 理事及び評議員の任期は2年とし、最終年に役員改選をしなければならない。順序は評議員選出、監事選出、理事選出とする。
2. 役員改選を開催するには本会会員定数の2分の1以上、出席しなければならない。出席が困難な者は委任状の提出により、出席に代える事ができる。
3. 選挙管理委員は運営委員が指名し、本会役員改選に2名を置く。なお選挙管理委員の資格は本会会員でない者に限る。
4. 本会役員改選においては評議員立候補者を信任投票とし、採決は出席者の多数決と有する。当選された評議員の中から理事立候補者を挙げて信任投票とし、採決は出席者の多数決と有する。当選された理事の中から会長、事務局長の役職を決定し発表する。
5. 立候補者が定員に満たない場合は、出席者及び委任者より立候補者を募る。その際は、本人の意思が尊重されなければならない。

【会費の自動引き落とし】

年会費は自動引き落としにて支払うことが出来ます。希望があれば事務所にて申込用紙をお渡しします。

毎年5月に引き落とします。

※毎年5月10日頃に引き落とします。新規登録者は8月20日頃に引き落とします。

<自動引き落としイメージ>



<申し込み方法>

金沢市ろう協会事務所で
申し込みに記入



記入したら用紙・通
帳・届出印を持って
郵便局へ



《持参するもの》

- ・ゆうちょ（郵便貯金）通帳
- ・届出印（通帳のハンコ）



記入した書類を提出し
手続きをして終了
(どこの郵便局でもOK)

※注意 退会・転出する時は、速やかに連絡をお願いします。

※ゆうちょ銀行のみとなります。他の銀行などには対応していません。



2025年5月1日発行

※このしおりは金沢市聴力障害者福祉協会会員のみにお渡ししています。
複製や、当会に関係のない人への譲渡・配布、SNS等への投稿はご遠慮ください。



「金沢の手話」
LINE
スタンプ

好評販売中！

全32種類 50コイン(120円相当)

